

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年8月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 2号 事業計画変更承認申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）の見直しに係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 使用貸借の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 内 山 敏 雄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |
| 29番 渡 邊 一 英 委員 | 30番 原 正 利 委員 |
| 31番 小 師 勉 委員 | 32番 目 黒 伸 一 委員 |
| 33番 山 田 佳 典 委員 | 34番 蒲 澤 正 委員 |

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅 志
事務局 次 長	斎 藤 公 明
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
経営基盤係主任	堀 江 定 昭

説明のため出席した職員

農林課農政係長 渡 辺 哲 也

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長 (野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開催いたします。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、欠席なしでございまして、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。11番、内山清委員、26番、阿部新一郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速議事に入ります。

議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (堀事務局長)

それでは、議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計2万5,261㎡であります。

1ページの22番から順に説明いたします。

22番は、月岡地内の農地2筆、1,967㎡を譲り受け人が新潟県が施行する一級河川五十嵐川河川等復旧助成事業による、土地収用に伴う代替地として売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約305万円であります。

続きまして、23番は月岡1丁目地内の農地2筆、991㎡を譲り受け人が同じく一級河川五十嵐川河川等復旧助成事業による土地収用に伴う代替地として売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約505万円であります。

24番は、月岡3丁目地内の農地2筆、175㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図

るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり500万円であります。

25番は、井栗地内ほかの農地、計7筆、8,069㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

26番は、鹿熊地内の農地29筆、1万4,059㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約が期間満了するため、再設定するものです。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、8月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時55分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、使用貸借によるもの2件、合計件数5件、面積で2万5,261㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、加減面積など、許可要件全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。

議案の4ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計1,043.46㎡であります。

15番から順に説明いたします。

15番は、月岡2丁目地内の農地3筆、187.46㎡を売買により取得し、申請地東側の既存宅地の駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万5,000円でございます。場所につきましては、市営月岡百刈住宅西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住宅専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第4号の35番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、16番は月岡1丁目地内の農地1筆、426㎡を売買により取得し、申請地南側の既存宅地の駐車場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5万2,000円でございます。場所につきましては、三条高校東側500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましても議第4号の36番で農地法第5条の許可申請がなされております。

最後に、17番でございます。17番は、田島1丁目地内の農地1筆、430㎡を売買により取得し、分譲地2区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万6,000円でございます。場所につきましては、JR東三条駅西側400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましても議第4号の37番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『事業計画変更承認申請について』は、合計件数3件、面積で1,043.46㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、2番、鶴巻純一委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

2番、鶴巻純一委員。

2番（鶴巻純一委員）

ただいま議長がおっしゃられたように、この案件、私が議事参与の制限に該当しますので、議案審議中は退席させていただきます。

（午前9時55分 2番鶴巻純一委員退席）

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案の5ページお願いいたします。今月の申請は5件で、合計4,709㎡であります。

10番は、東本成寺地内の農地2筆、739㎡を議第4号の40番で農地法第5条の許可申請がなされております南側土地101.88㎡とあわせて、貸し資材置き場及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、県央工業高校南側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、直江町2丁目地内の農地1筆、367㎡を貸し駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、広貞公園南西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、12番は西潟地内の農地3筆、2,002㎡を農産物直売所1棟、ビニールハウス2棟及び駐車場・通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、井栗小学校北側100m付近で、農用地区分は第1種農地と判断されます。

13番は、月岡1丁目地内の農地5筆、1,336㎡を賃貸アパート2棟、物置2棟、駐輪場1棟及び露天駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高校東側400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

最後に、14番は新堀地内の農地1筆、265㎡を車庫・物置3棟及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、栄庁舎北側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、合計件数5件、面積で4,709㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前10時00分 2番鶴巻純一委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、部会長の調査報告のとおり全件許可相当といたしました。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、2番、鶴巻純一委員及び21番、阿部銀次郎委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

2番。

2番（鶴巻純一委員）

議第4号につきましても議事参与の制限に該当いたしますので、議案審議中、退席させていただきます。

（午前10時02分 2番鶴巻純一委員、21番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明をいたします。

議案の9ページをお願いいたします。今月の申請は15件で、合計1万1,541.34㎡であります。

恐れ入りますが、6ページにお戻りをお願いいたします。

35番、36番及び37番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第2号『事業計画変更承認申請について』の15番、16番及び17番でそれぞれご説明させていただきました内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページお願いいたします。38番は、石上2丁目地内の農地2筆、2,152㎡を売買により取得し、分譲地9区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円であります。場所につきましては、旧石上児童館北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、39番は矢田地内の農地1筆、19㎡を売買により取得し、申請地東側で建設中の社屋等の駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1,000円であります。場所につきましては、栄地区の東部工業団地北東300m付近で、中山間地域等の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

続きまして、40番は東本成寺地内の農地2筆、101.88㎡を売買により取得し、議第3号の10番で農地法第4条の申請があった北側用地739㎡とあわせて、貸し資材置き場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円あります。場所につきましては、県央工業高校南側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

41番は、曲渕3丁目地内の農地3筆、728㎡を売買により取得し、宅地分譲4区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000

円であります。場所につきましては、JR三条駅東側700m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

42番は、大宮新田地内の農地1筆、1,958㎡を売買により取得し、露天駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円であります。場所につきましては、三条金属工業団地東側隣接地で、業務施設等が連たんする区域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

43番は、上保内地内の農地2筆、1,004㎡を売買により取得し、倉庫兼作業所1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万2,000円あります。場所につきましては、JR保内駅北西100m付近であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

44番は、同じく上保内地内の農地1筆、59㎡を売買により取得し、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円あります。場所につきましては、保内小学校北側300m付近で、住宅等が連たんする区域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

45番につきましては、西潟地内の農地2筆、3,285㎡を売買により取得し、井栗児童クラブ棟1棟、同じく井栗児童クラブ屋外広場、隣接のふじのき保育園園庭及び保護者送迎用駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万1,000円あります。場所につきましては、井栗小学校北側隣接地で、住宅・業務施設等が連たんする区域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9ページお願いいたします。46番は、西潟地内の農地1筆、223㎡を売買により取得し、店舗兼併用住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,000円あります。場所につきましては、井栗小学校東側100m付近で、500m以内に2つ以上の教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

47番は、月岡地内の農地1筆、352㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校南側200m付近で、500m以内に教育施設・医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、48番は西潟地内の農地1筆、224㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,000円あります。場所につきましては、井栗小学校東側100m付近で、500m以内に2つの教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

最後でございますが、49番は荻堀地内の農地1筆、392㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円あります。場所につきましては、下田庁舎南側200m付近であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、合計件数15件、面積で1万1,541.34㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。ありがとうございました。

退席委員の着席を願います。

（午前10時10分 2番鶴巻純一委員、21番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告いたします。議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、部会長の調査報告のとおり全件許可相当といたしました。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）の見直しに係る意見について』を議題といたします。

なお、事務局の説明にあわせ、本日本議案の説明員として出席しております農林課、渡辺係長から説明がありますので、よろしく願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

この議案につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第5号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）の見直しに係る意見について』ご説明いたします。

このことにつきましては、平成26年8月8日付文書で、三条市長より本農業委員会会長に農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて意見を求められていることから、ご審議をお願いするものでございます。

見直しの内容につきましては、農林課、渡辺係長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

説明員（農林課渡辺農政係長）

農林課の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

皆様のお手元には、議第5号『農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想』ということで冊子になって行っているかと思えます。そもそもになりますが、この基本構想というものは何かということになりますけれども、これは農業経営基盤強化促進法に基づいて作成することになっております。その法律に基づいて、まず新潟県が農業経営基盤強化促進基本方針というものを作成いたします。それに即しまして各市町村で基本構想を定めるということになっております。その基本構想については、いわゆる基盤強化を進める上での目標であるとか、農地の集積の目標、あるいはこういった経営体を育成するのだというふうな目標、そういったものを総合的に定めるような計画というふうなことになります。

今回議案として提出させて、ご審議をお願いしているところですが、各種法律の改正等々におきましてこの基本構想が変更を生じたということでございます。

主たる内容という部分につきましては、実は基本構想の冊子を1枚おはぐりいただきますと出ております。横判になって出ているかと思えますが、右手のほうのページです。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に関する理由というところがその改正の趣旨ということになります。

特に何かといいますと、まず1の①、②等を見ますと、いわゆる農地中間管理機構の農地中間管理事業、その関連の法律が制定されて、具体の動きになってきたということもございまして、それに伴って、同じような動きをしていた農地保有合理化事業がなくなり、かわりに農地中間管理事業がこの基本構想の中に位置づけられるということが大きな改正点ということでございます。

それから、あと、それとあわせて、実は国のほうで今の人・農地プランなり、あるいは青年就農給付金等々の動きの中で担い手におおむね8割の農地を集積するのだというふうなことがうたわれております。その動きにあわせて、新潟県のほうでは9割集積するというふうな流れが出ております。それにあわせて三条市においての担い手への農地の集積というふうなものをそのように改正してくださいということがございましたので、その辺が、③番、④番のあたりが目標数値の設定になってくると。

それから、⑤番以降につきましては、実は今まで新規就農者につきましては新規就農する際に支援策がいろいろつくような、重点的な支援を行うという意味で新潟県のほう

でその方の認定を行って、認定就農者というふうな制度がありました。それが実は今度は市町村のほうにおりてくるような形になったということでございます。

流れとしては、青年就農給付金などの青年就農者の育成という部分が非常に重点を置かれる中で、その関係の市町村あるいは関係団体等々で連携して支援していくべきだろうというふうな趣旨が入りまして、その認定作業も含めた基準の取り決めがここで出てきているというのが⑤番以降というふうな見方をしていただければ、あとは法律改正に基づく修正というところでございます。

全て見ているのも時間がないですので、ずっとおめくりいただきますと、基本構想自体は45ページまで行っております。45ページの次に新旧対照表がございます。こちらのほうを見ていただいて、説明をさせていただこうと思っております。

新旧対照表、ありましたでしょうか。基本構想は45ページくらいですので、その後横判でございます。そこをめぐっていただきますと、大体変更が出ております。中間管理機構関係は、語句の修正が主になっておりますので、ポイントだけ後でお話しますが、このもので見ますと、9ページをごらんになっていただけますでしょうか。

横判の新旧対照表の9ページ、そのところで先ほど言いました農地集積の面積シェアを9割に下さいということでございますので、そこで直させていただきますと、右手のほうが今までの計画、左手のほうが今回の計画というふうなことになります。それで、落としましたが、この計画につきましては今回もし変更ができるということになりますと、この計画自体は変更してから10年の計画ということになっております。そこから5年ぐらいで見直しということなのですが、大体その前にいろいろな変更がくるので、そのときに随時見直していくということです。前回につきましては、平成22年の6月からの発行ということで見直しをかけておりましたが、今般また見直しが出てきたということで、平成35年を目安に考えている計画ということになります。

次に、変更を大きな点で見っていきますと、14ページごらんいただけますでしょうか。こちらのほうで、先ほど言いました新規就農者の関係が来たということなので、その辺の受け入れ環境の整備、支援の仕方とか、そういった部分を記載させていただいているということでございます。

この中で特に農業委員の皆様にも、農業委員会にも影響出る部分といたしますと、(1)は確保に向けた取り組みですし、(2)になりますと、それに向けた、今度は定着に向けた取り組み、その中のアのところで一貫した指導支援をしまいりましょうというところで農業委員さんのところが入っております。

それから、15ページの上のほうから(3)があるかと思っております。こちらのほうで関係機関等の役割分担の中において、就農に向けた情報提供であり、就農相談については等々書いてある中で最後の行あたりに、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構などが役割分担をして取り組みを進めるのだというふうなところの記載があるのかなというところでございます。

それから、17ページをごらんください。ここに中間管理機構との連携の考え方ということがございます。このところで市としては、農地中間管理事業の普及啓発を行っ

ていきますよというのが①番。

②番においてまた出てきますが、市、農業委員会、農協等々につきましては機構が行う中間保有・再配分機能を生かした機構の事業を促進するため、機構に対し情報提供、事業の協力を行いますよというふうなまた位置づけがこのように変更で入ってきているということでございます。

説明のほうは以上でございますが、このような形でまた今後の担い手の育成の指標としまして、支援方針としまして定めさせていただいて、お願いさせていただければということでございます。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

はい。

20番（坂井和弘委員）

お聞きしたいのですけれども、所得目標で800万円、例えば水稲プラス畑作とあるのですけれども、この水稲の米の値段は幾らぐらいに算出した中でこういうものというのは見たのでしょうか。

議長（野崎会長）

渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

実は、これ何度か見直しがかけておられますが、私どものほうはどちらかといいますと、県の指標にのっとってやる形をとらせていただいておりますので、幾らという部分はちょっと言いづらい部分なのですが、どちらかという、県の指標にのっとってやらせていただいているというのが実態でございます。

20番（坂井和弘委員）

そうすると、反別というのは全然違ってくるので、800万円の目標としたら、どれぐらいの経営面積でいけばいいのかなというのをうたったものがこれだと思っていました。

説明員（農林課渡辺農政係長）

そうなっています。

20番（坂井和弘委員）

だんだんここに来て米の値段が下がっていく中で、はっきり言ってこの800万なら800万の所得の目標を立てるならば、水稲では何ヘクタールぐらいを主体としながら、あるいは畑作をどれぐらいか、大まかには変わらないのだろうと思うけれども、今の米の値段というのは激減するわけなので、そういうところを聞いたかったので。

説明員（農林課渡辺農政係長）

そのところも随時、例えばことしの仮渡金も随分下がったような状況もございますのでそこはやはり反映させ今後していかなければいけないかなというふうに考えております。今般につきましては、これは法律の改正部分だけまでさせていただいたような状

況でございますので、申しわけないのですが、そのような形でお願いしようということ
でございます。

議長（野崎会長）

ほかにありませんでしょうか。

2番、鶴巻純一委員。

2番（鶴巻純一委員）

お聞きをいたします。この新旧対照表の9ページのほうに新旧で面積とか経営体の数
とか出ておりますけれども、県の指標が担い手が9割になるということでの構想だろう
と思うのですが、そうなる面積としてほぼ1.5倍ぐらいとなっているわけ
ですが、経営体の数が同じということで、それで所得も同じということになると、もうち
ょっと面積当たりの収入といいますか、前回よりも1.5分の1になるというふうに単
純に面積、計算できるわけで、そうすると農産物の価格も3分の2ぐらいになるという
のがこの地域から見えるので、そういうふうに見ていいわけですね。

説明員（農林課渡辺農政係長）

本来的にはそうなのでございますが、そこの部分は今回実は県のほうの見直しがまだ
入っておりませんので、うちのほうでは県の内容に合わせて実は今回修正させていただ
いた部分ということで、少しご指摘の部分が無理が出てしまっているというのが実態で
ございます。そこは、また見させていただいて、今後必要な部分は変更させていただ
うかなというふうに考えております。

議長（野崎会長）

鶴巻委員さん、よろしいですか。

2番（鶴巻純一委員）

余りよろしくないのですが、経営体の数をふやすか何かしないと、農産物価格
の下落を前提とした構想みたいになってしまうのではないのかなという気がするので、
どうかなと思ってはいるのですが。

説明員（農林課渡辺農政係長）

ご指摘の点もでございますので、そこもまた検討を進めさせていただきますので、申し
わけございませんが、ご指摘ありがとうございます。

議長（野崎会長）

鶴巻委員さん、よろしいですか。

2番（鶴巻純一委員）

はい。

議長（野崎会長）

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

まず最初に、市長からの案内に、会長宛てに貴職の意見を聞かせてくださるようにお
願いいたしますとありますけれども、ここで私が申し上げた意見を何らかの形で取りま
とめて、意見ということで市長に回答するというような流れになるのでしょうか。

議長（野崎会長）

堀事務局長。

事務局（堀事務局長）

廣川委員が今言われましたとおり、8月8日付で市長から意見を聞かせてくれということでございますが、私ども事務局のほうで農林課と打ち合わせの中で考えているのは、全体としては特別問題のないものと判断をするというような回答か、もしくは特別問題があるのでだめだというような話を返答するというようにしている回答したいと思っておりますが、個々にいろいろ意見が出ておりますので、いずれにしても個々の意見については付記するような格好で回答したいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

議長（野崎会長）

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

そういうことであれば申し上げますけれども、返答にしても、これもともとは県の案がこうだから、市の案もこうなのだという文面だと思いますので、なかなか変えづらいのだと思うのですけれども、例えば2ページ目の変更に係る理由についての5番目につきましても、7番目につきましても新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標というふうに記載されていますが、青年等は何歳から青年になるのかわかりませんけれども、これからの状況を考えて、余り青年にだけ頼ってもなかなか難しいのだと思うので、新たに農業経営を営もうとする者というふうに目標もつけ加えていただければというふうに思います。

以上です。

議長（野崎会長）

はい、渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

ここでは、青年というふうに出ておりますけれども、その前段において本文のほうでは基本的な農業者の育成というふうなところが入っているところがございます。ですので、例えば青年でいきますと、県の部分で言うことを確認したのですが、認定農業は年齢要件が余り見当たらなかったような状況でございましたが、青年就農給付金でいきますと、45歳未満の就農というところになりますので、基準としてはある程度そのあたりになるのだと思うと考えておりますが、今のお話だと、それ以上の方が就農するということだと、青年と言うとちょっとどうなのということなのでという趣旨ではないかなというふうに捉えさせていただいております。そういった方々の就農という部分も私どもも否定するものではございませんので、そういった方もしっかり、新規就農ということではありますので、同じようなことで、ちょっと支援策としては別になってしまいますけれども、できる限りの支援、あるいは育成対象というふうなことは見ているという考えでございます。

それから、基本的な農業者を育成する部分の指標もこちらのほうに入っておりますの

で、それに基づいてやはりそういった方も育成してまいるというふうなことになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

今部会長からご説明があったとおりで、青年以外の新規就農者についてもこういうふうに文言でうたわない限り、支援策はできてこないと思いますものですから、重ねて文言を盛り込むようお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

その辺はそうしましたら、県のほうとも協議しまして、対応を考えさせていただきたいと思えます。なかなかこちらのほうも、この内容も県のほうにもごらんいただいて示させていただいた内容なものですから、そのこのところを入れてどうなるかというところもございまして、それから先ほど申し上げました、やはり一定の45歳未満というふうな部分がございますので、入れたことで同じ支援が出るのかというと、難しい部分も出ないとも限らないものですから、そこはちょっと県のほうと調整させていただきまして、対応をさせていただくということでご了解いただきたいということでございます。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

17番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

藤田委員。

28番（藤田吉則委員）

28番、藤田でございます。せっかく農林課の担当の渡辺係長がおいでいただいた機会ですので、ひとつお聞かせ願いたいと思うのですが、先日の支援事業の要件が前年度から比べると非常にハードルが上がったというようなお話を聞くのですが、その辺のところをお聞かせ願いたいのですが、よろしく願いします。

議長（野崎会長）

渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

恐らくご質問の内容といたしましては、青年就農給付金の関係ではないかなというふうに思います。昨年度までは、特に厳しくなったという部分も親元就農の関係が厳しくなったところが大きなところになっております。そこまでは言っていなかったのですが、親元に就農して自分の経営部分、例えばお米の部分とか、お父さんは野菜していて、息子さんはお米だという場合に、その部分について、余りこういうことはないのですが、自作地だよ、あるいは所有地だよというふうな場合は5年以内

に所有権移転をなさないと、そういうふうなものが出ました。それまでは、そこまでは言っていなかったのですが、その辺が出たりとか、あともう一つ出ましたのは、例えば果物をつくっています。和梨をつくっていて、桃をつくっていました。それをお父さんは、ではお米をやるから、息子のほうはそちらのほう継ぎますというふうな場合でも単純に継ぐのではなくて、要は新しいような取り組みをなさないとというのが本年度から入りました。どういうのかといいますと、新しい作物を入れなさいとか、新しい品種を入れなさいとか、そういうふうな新たな取り組みがあって、リスクを伴うような形のものでないとだめですという話になりました。この2点が恐らく大きく変わったところかなと。

ちなみに、新しい作物なりが、例えばトマトとかキュウリというのと、割と作りやすいので、どうもよくないようですという話で、ではどうするのだろうというところなのですが、事例がなかなか今のところないのですけれども、今三条市の中で事例が、そういうものが出そうなのは、新たな技術を使って新品種を入れるような動きで対象にする動きが1つ今年出ていると。そんなところが変わったところでございます。

28番（藤田吉則委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

2番、鶴巻委員。

2番（鶴巻純一委員）

廣川委員のおっしゃったような青年就農者を含む新規就農者、あるいは30代の就農者、あるいは定年就農者とか、そういう人たちは、今我々60代、現役の人がリタイアしたら、もう次はいないという現状の中で、誰でもが担い手になっていかなければだめなので、青年だろうと、定年就農者だろうとも、1人で頑張れるような担い手としての位置づけをやっぱり言うべきなのではないかというふうに思うのが1つと。

それから、ことしからそのハードルが上がったと言いますけれども、どうも現場が一番やりやすいような、いいようなと思っているのと、県なり国なりの考えているのはどうも合致しない。それぞれの考え方を押しつけるような部分がいっぱいあるのではないかと。5年間で所有権移転をなさいなんで、そんなことなくとも申告は家族一つでやっているわけですから、こうしなければならぬということはどういうことなのかと思いますし。

それから、リスクのあるようなとおっしゃったけれども、リスクのあるようなところに重機を入れてやるなんて言う、考え方の人は余りいないのかなというふうに思いますので、三条市は青年だろうと、定年だろうと、やっぱり就農する人、要するにそういった立場で、余り国の言うことに惑わされないで、本当に合ったようなやり方も一部取り入れてやったほうがいいのではないかなと。渡辺さんも十分承知しているのではないかと思いますけれども、あえて申し上げますが、そういうのも管理していただきたいと思えます。

議長（野崎会長）

渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

重々肝に銘じてまいりたいと思います。

ただ、今の例えば人・農地プランなりの話し合いであれば、地域での位置づけということであれば、新規であっても位置づけというのはできますので、やはり地域でしっかりそういうものも話し合いを進める、あるいはサポートしていく、そういったことがないと、なかなか担い手というのは育成されていかないのかなということもございますので、そういった観点からも私どももまた引き続き新規就農者、年齢に限らずでございますが、確保してまいりたいというふうに思います。

国の部分の要件につきましては、なかなか難しい部分でございまして、要望等も上げるのですけれども、かえって締まってくるようなケースがあるという状況でございます。

ただ、中身を見ますと、青年就農給付金であれば、年間150万出しますということでございますので、ある程度それだけのものを投入するということになりますと、その人が将来にわたって本当の意味で自分で経営していくのだというものになってほしいというふうなことが国としては考えるところなのだろうかなというふうに思います。そうすると、どうしてもハードルが出てくるということは、ある意味ではやむを得ない部分もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（野崎会長）

捧委員。

6番（捧 譽委員）

計画は計画、そういうふうな見方もあるのですけれども、9ページのことでもいろいろ意見が出ているのですけれども、これ見ると組織経営体、あるいは個別経営体、右も左も同じで、違うのはただ面積。なかなか計画どおりいかぬというのは現実的ではないかなと思うのですが、この現在の22年の計画のもとでやられて、現在どういう状態になっているのかお聞きしたいのです。面積だとか個別経営体の数だとか、そういったものについて。

議長（野崎会長）

渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

まことに申しわけありません。実は、これ誤植でございまして、正しくは22ページ、今度は本体のほうの22ページをごらんになっていただけますでしょうか。本体のほうの22ページ、23ページに、ここに数字が出ております。目標数値としては、この数値が正しい数値になります。トータル数値だけ合っているのですけれども、経営体育成数が比較していただくと全部三条地区の数字が入っているような状況でございまして、申しわけありません。本体のほうの22ページ、23ページです。

ごらんのような形で三条地区については、個別経営が175の5なのですけれども、それをそのまま使ってしまうようございまして、申しわけありません。栄につ

いては、個別経営が105の組織経営が2。下田につきましては、個別が148の組織が22というふうなことでお直しいただいて、申しわけございませんでした。新旧ともそういうふうなことになるのかなと思います。

今ほどのお話でございますが、ちょっと数字を、正確なものを持ってきませんで、申しわけございませんが、面積のシェアにつきましては今は50%前後が全体の面積だったかと思います。

認定農業者につきましては、このところを見ると、大体認定農業者の部分と見るのですけれども、確保状況としましては現在の目標よりも多い数、450弱ぐらい、済みません。私この前かわったばかりなので、数字をちょっと落としてしまいましたが、その辺で確保自体はできているというふうな状況でございます。

ただ、その指標にのっとった育成という意味合いでいきますと、まだまだそこまできていない。180ぐらいまで今育成がされているような状況で、面積ベースで見た場合でございますが、そんな形で今のところそうなっているというのが実態でございます。

今後市としても各種政策も考えておりますので、さまざまな支援を通じてまた育成を図ってまいりたいということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

捧委員、よろしいですか。

6番（捧 譽委員）

それで、先ほど米価のこともあったのですよね。その辺を加えて、どのような見込みか、考えと全く計画、机上プランだけでいいのかと、位置づけというのか、その辺お聞きしたいのですが。

議長（野崎会長）

渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

なかなか難しいところはございますけれども、市としても具体的な動き自体も今後とも考えさせていただいております。

それから、今は農業活性化プランなりも活用させていただいて、担い手育成という部分にも力を入れておるところでございますので、しっかりと所得をとっていくような経営体といいますか、効率的かつ安定的な経営体といいますか、そういったものの育成をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（野崎会長）

はい。

6番（捧 譽委員）

それで要望なのですけれども、そのつくられたものを一般の人にどう周知するのか。そういった中で新しいことを始めると、若い人。それから、年とっても、また農業いいなど、やってみるかというような人にこれはいいなど、それではやってみようかと思えるようなものにしなければならないと思うのです。そういったものになるよう、またい

ろいろ検討していただき、また周知についてもいいものをつくってやっていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

横山委員。

13番（横山一雄委員）

いわゆる三条市長が今回の法改正があったために、農業委員会に対して諮問するわけでしょう。あなたに責任どうこうということではないけれども、諮問する公文書に間違いがありましたなんていうことではとんでもない話です。そして、会長代理がこの所得目標の算出根拠についてもお聞きになっているわけでしょう。だから、きちんと答弁すべきですよ。しにくいのは私は一番よくわかります。そして平成22年に改正、特に法改正がなければ、平成22年の改正だったんでしょう。10年ということですから、その前は10年に改正をやっているわけでしょう。三条市がつくったのをあなたも承知だと思いますけれども、農業経営基盤強化促進に関する法律が平成6年に施行されたわけです。三条市は、新潟県の第1番につくっているわけです。そのときの算出根拠というのは全部所得率とか反収とか、それがなければ根拠は出ないのですから、あなたが一番よくわかるわけですから、それもきちんと私たちに示すべきだと思います。きちんと答弁しないでお答えくださいなんていうことは、いかがなものかと私は思います。法改正の部分については所得目標とは直接関係がありませんから、私は異存ありませんけれども、公的機関が公的機関の意見をもらうのですから、間違いがあるのは差しかえなどをして、そしてきちんと答弁してもらいたいと私はそう思います。議長、いかがでございましょうか。

議長（野崎会長）

私も横山委員の意見に大賛成でございまして、これは、私も経験の中でたしか今ほど言われたように平成2年に策定されて、新潟県の中では三条市が一番最初に実行された内容でございまして。それをやはり事務局サイドがきちんと作成するのが当然ではないかなと私はそう思っております。

先ほど鶴巻委員が言われた発言、そして廣川委員が言われた発言の内容については、やはり現場にそぐわないような内容を示してあります。実際のところ、私はこれ余談でございまして、うちの身内で一昨年度ですか、6次産業化ということの中でハウスを導入いたしました、水稲部分のほかに。そうしたら、県の指導では水耕栽培をやってみろと。莫大な費用はかかります。県は補助していただきました。当然新規就農、あるいは青年給付金をいただいております。その金をもらっても一向に採算が合わない。今野菜の暴落が非常に激しいです。水耕栽培やれば、やはり次から次へと品物が出てきます。それによってまた自分で直売所をつくって売っているわけなのですが、売りさばくこともできないと。一遍仲間をお願いして、何とか売ってもらっているという形をとっているみたいですが、こういう言い方はちょっと失礼ですが、私の立場としてはいかがなものかというのですが、これはやはりきちんとした現場の声を聞きながら作成するのは当

然ではないかなと私はそう思っております。そういうことでこの件、内容については皆さんのほうで何かご意見なければ打ち切らせていただきたいと思いますので、いかなもののでしょうか。

ほかにご発言がございませんので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、本農業委員会の意見は特段問題のないものと判断すると回答することとし、ただいま意見が出されました鶴巻委員、廣川委員の意見に付記させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

はい。

21番（阿部銀次郎委員）

すぐこの場で答申をしなければならないですか。

このような簡単な説明でどうでしょうかというのもどうかと思いますが。

（何事かの声あり。）

説明員（農林課渡辺農政係長）

それで、実は期間的な部分がぎりぎりでございまして、まことに申しわけありません。これで県のほうにも答申を上げて、9月中にという報告をさせていただくような日程で考えておるものですから、大変不備もあって恐縮なのですが、あと、差しかえのほうはさせていただこうかと思えます。大変申しわけございません。ただ、そちらのほうも実は担当者は本日不在でございまして、何とか連絡をとりながらになりますので、なるべく早く作成いたして、お配りさせていただきますが、少しお時間をいただくような形で申しわけございません。

議長（野崎会長）

今渡辺係長が回答申し上げましたが、不備があったということの中でこの意見書は特段の問題のないものと判断し、ただいま発言がありました廣川委員、鶴巻委員の意見を付記させていただきますので、その点でご理解願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、熊倉委員。

5番（熊倉 睦委員）

5番、熊倉です。では鶴巻委員さんとか言われたのをどういうふうな形でそこに入れたかということの後で配付していただけるわけですよね。要するにそのままこれでいいでしょうと、ただいいでしょうでそのまま出して、その意見の中に何も入っていないで、そのまま後でそれは入れますよというだけのことでなくて、きちんとそれは中に新しく差し替えなり、意見が出たものを踏まえた上であれば仕方ないかなとは思うのですけれども。

議長（野崎会長）

はい、渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

その件につきましては、やはり県と話をさせていただいて、県の指導に基づいて、やはり私どもとしては進めさせていただくような形をとらせていただこうかなと思う。

話はさせていただきますが、入れることで影響が出る部分というのが出てしまうのもうまくないケースもあるかもしれませんので、その辺はちょっと協議させていただいて、入れられるようであれば入れるというふうな考えでいるところでございます。

議長（野崎会長）

はい。

13番（横山一雄委員）

でもあなたの法改正があったから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しをやるということで今農業委員会に諮問されたということ、あの意見もこの意見もみんな入れてということではなくて、法改正の部分についてあなたのほうで諮問するわけでしょう。そこをきちんとしてやらないから、みんな混乱が起きて、いろんな意見が出てくるということになる。そうすると、今あなたの意見とはまるっきり違うことになりますよ。やっぱりそこをきちんとお願ひして、今回は法改正があったので、このとおりに農業委員会の意見を伺っていると。

議長（野崎会長）

はい、渡辺係長。

説明員（農林課渡辺農政係長）

ご指摘、ありがとうございます。そのとおりでございまして、法改正に基づく改正でございまして、それに基づいてさせていただきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

しばらく休憩に入ります。

（午前11時00分から午前11時03分まで休憩）

議長（野崎会長）

総会を再開いたします。

ただいまの議第5号につきましては、法改正のもとの中で説明を受けたわけでございますので、本農業委員会の意見は特段問題のないものと判断し、ただし、先ほど言われている鶴巻委員、廣川委員の意見を付記した上で答申することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

渡辺さん、どうもご苦労さまでした。

説明員（農林課渡辺農政係長）

どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

しばらく休憩入ります。

（午前11時04分から午前11時05分まで休憩）

議長（野崎会長）

総会を再開いたします。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第2号から報第5号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の総会は30日を予定しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（11番）

議事録署名委員（26番）
